

議案第 4 5 号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年板橋区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、この

条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

厚生労働省令の改正に伴い、保育士等の配置基準を改める必要がある。